

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 第6回給付部会	
日 時	平成26年 4月21日(月) 午後 4時00分 ~ 5時00分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 第6委員会室	
出席者氏名	委 員	青木訓行部会長、池永文乃委員、内野彰裕委員、鍛治礼子委員、小林千里委員、塩澤伸久委員、柗澤章次委員(部会長以下五十音順)
	説 明 者	
	事 務 局	久間毅課長、秋元政人主査、小池靖信主査、田村和嗣主査、稲田智範主査、三宅智之主査、小林勝己主査、下谷晴一郎主査 他
欠 席 者 氏 名		
議 題	1 保育の必要性・事由について 2 保育所利用調整基準について 3 教育・保育施設の設備・運営基準について	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由		
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	別紙のとおり	
会 議 の 内 容	別紙のとおり	
会 議 録 署 名 人	平成26年 6月25日 青 木 訓 行	

保育の必要性・事由

- 子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の事由について

保育所利用調整基準案

- 保育所利用調整指数表新旧対照表
- 利用調整イメージ

教育・保育施設の設備・運営基準案

- 子ども・子育て支援新制度における施設・事業の分類
- 児童福祉施設等の設備、運営基準における共通独自項目について（事務局案）
- 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（事務局案）
- 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例（事務局案）
- 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（事務局案）
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（事務局案・国基準案）

議題1 保育の必要性・事由について

【青木部会長】では、議題の1番、保育の必要性・事由について事務局からお願いします。

【久間保育対策課長】(資料「子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の事由について」について説明)

前回の資料と大きな変化はありません。政省令もまだ出ていないので、待っているという状況です。新しく出されてきたものを八王子に読み替えて条例化していく予定です。

議題2 保育所利用調整基準について

【久間保育対策課長】(資料「保育所利用調整指数表新旧対照表」について説明)

前回からの変更は、就労のところについて、4つに分かれていたものを3つにまとめています。障害のところは、前回の案では精神障害者の保健福祉手帳について書いていましたが、障害者福祉課と調整した結果、手帳では要件が判定しにくいということになったので、元に戻すことにしました。同じく障害について、身体障害者手帳の区分、愛の手帳の区分について変更しました。

そのほか、社会的養護の説明、その他の欄の別居親族の介護・監護の親族の範囲を変更しました。

次に、利用調整指数表ですが、失業により就労の必要性が高い場合の調整指数を変更しました。

同一指数世帯の優先順位表については、前回の案で抜け落ちていた、希望順位の高いものというのを第1順位にしました。また、障害児について第6順位に入れています。

前回委員の方から、保育士もしくは幼稚園の教諭の優先順位を入れて欲しいという要望がありましたが、表の中に落とし込むのではなく、要綱の中に第9順位と同等にみなすという文言を入れていきたいと考えています。実際に保育士さんの中で、産休育休明けで仕事に戻ろうという方は、かなりポイントが高いので入れると思います。ところがパートで働いていたが辞めて、またパートに戻ろうとした時には入りにくい現実があるので、産休育休明けと同等にしたいと考えています。

(資料「利用調整イメージ」について説明)

前回ポイントだけの説明だったので、実際にどんな方が優先になるのか例示しました。

議題3 教育・保育施設の設備・運営基準について

【久間保育対策課長】（資料「子ども・子育て支援新制度における施設・事業の分類」、「児童福祉施設等の設備、運営基準における共通独自項目について（事務局案）」について説明）
続きまして、各条例について説明をします。

（資料「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（事務局案）」について説明）
都条例には規定されていませんが、八王子市独自に規定するものが8点あります。

1つ目は、職員配置基準です。東京都の条例ですと、3歳児が20人について1人以上、4、5歳児については30人について1人以上となっていますが、八王子では15人について1人、27人につき1人以上として、質の向上を図りたいと考えています。

2つ目として、子育て支援事業です。地域の子育て拠点として必要な支援を実施することを条例化したいと考えています。具体的には、子育て相談、親子の集いの場の提供、一時保育等の中から何かに取り組んでいただきたい。児童福祉法では努力義務化されているので、条例化することでアピールをしていきたいと考えています。なお、認定こども園については、法の中ですでに義務化されています。

3つ目に保育所の設備の基準の特例についてです。都条例では、3歳以上の幼児については給食の外部搬入ができるという規定がありますが、市条例では条例化をしないことで、自園調理を義務化していきます。食物アレルギーへのきめ細かい対応や、食育の推進が目的です。

4番目以降は先ほど説明した通りですので、説明を省かせていただきます。

職員配置基準についてですが、20対1を15対1にすることによって、支出額が年間1億6000万円程増えてまいります。新制度において新たに加算措置されますので、4分の1が市負担、2分の1が国負担、4分の1が都負担です。一般財源の持ち出しになりますが、消費税が10パーセントになることによって生み出されるはずの地方消費税を原資にします。27対1については、現行市において単独の補助金で誘導している項目なので改めて条例化することで保育の質の向上をアピールしていきたいと考えているものです。

3歳児約2000人が保育所に入っています。20対1であれば100人の保育士が必要なところを15対1にすることでさらに33名必要となります。そこに約500万円の賃金をあてはめると増員分の金額となります。

【内野委員】30対1を27対1にした増額分は、いくらかわかりますか。

【久間保育対策課長】約8000万円です。半分は東京都からの交付金を充てています。

【鍛冶委員】なぜ27人なのですか。

【柘澤委員】昔、都が制度化していた名残ではないでしょうか。

【久間保育対策課長】保育士の配置基準は、国でも議論になっていまして、1歳を5対1、4～5歳児を2.5対1にするという案もあります。ところが、今回消費税で確保された財源が7000億円程度です。その他に4000億円程度できればそこまでできるようなのですが、まだ財源の見通しが立っていないので、1.5対1を先行して加算している状態です。1兆円を超える財源の確保ができた場合は、改めて条例化することも可能ではないかと考えています。

(資料「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例(事務局案)」、「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(事務局案)」について説明)

八王子独自に規定するものは、小規模保育B型です。B型は半数以上を保育士とするものです。市としては保育士を6割以上にしたいと考えています。

(資料「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(事務局案・国基準案)」について説明)

条文については、事務局案ができていないので、国の案を載せています。今後、市のものを作成していきます。

【青木部会長】国の方も出そろっていないということで市の方も決めかねているところもあるようですが、ご質問等ございますか。

【柘澤委員】障害者就労施設からの優先調達についてですが、物品について情報が欲しいです。どこで何を扱っているのかわからないと調達もできないので、計画的に購入するためにも資料を用意して欲しいです。

また、非常災害対策の強化について、現在の案では在園児の安全の確保を念頭に書かれていると思いますが、施設の在り方を考えていくと、災害時の地域支援も役割として期待されてくるかもしれません。ただ、準備が整っていない現段階では、一方的に文言が拡大解釈されないよう、明確にしておいていただきたいと思います。

あと、子育て支援事業の独自規定の表記に「所在する地域に必要と認められるものを、保護者の要請に応じ」とありますが、これでは施設が思いを持って地域支援を行いたいという部分が欠落する可能性があるため、施設が主体性を生かせるような文言に変えて欲しいと思います。

【青木部会長】何をもって保護者の要請というのか、わかりにくくもあります。

【久間保育対策課長】 その部分については、幼保連携型認定こども園の法律に合わせた表記をしました。よく法制の部門と調整して決めさせてもらいたいと思います。

また、障害就労施設からの優先調達ですが、新年度を待たずにお示ししたいと思います。まずは公立保育園から、今年度から取組を始める予定です。

【池永委員】 バザー等でみると木工のおもちゃ等は質が良い分値段が高いですが、高くてもそのままそこから調達するということでもいいですか。

【久間保育対策課長】 木工のおもちゃに限らず多岐に渡るので、1つでも2つでも協力をして欲しいと思っています。

【青木部会長】 他に何かございますか。

【鍛冶委員】 満3歳以上4歳未満という記載について、基準日はどうしますか。認定こども園は基準となる日の記載があるのですが。

【久間保育対策課長】 4月1日でクラス作成をするので、そこでの年齢になると思います。

【小林委員】 障害者の権利ですとか物品調達については努力義務でいいのですか。

【久間保育対策課長】 はい。

【小林委員】 非常災害対策や虐待についての規定は義務づけですか。

【久間保育対策課長】 はい。

【青木部会長】 多岐に渡るので、質問のしようのないということもありそうですが、委員の皆様よろしいですか。市のほうも国の制度や中核市の関係も見ながら決めていかないといけないので、現時点ではこのような形になるのだと思います。

【久間保育対策課長】 政省令も固まっていないので、難しいところです。

【小林委員】 幼稚園が認定こども園に移行すると何がどうなるのかも含め、いろいろな種類の事業所が130前後ある中のどれが自分に合うものなのか、保護者からするとわかりにくいです。認定こども園に誘導していくのであれば、独自性も大事ですが、あまりばらつきのない、わかりやすいものにして欲しいです。

【青木部会長】 現実的に言うと、自宅の近くや、通勤途上の施設に限られてきて、自由には選べないでしょうから、最低基準を示していくしかないのかなと思います。

【久間保育対策課長】 一点気になっているのが、幼保連携型の給食の外部搬入禁止です。保育所は自園調理を行っているので問題ありません。しかし、幼稚園は31園中、18園が外部搬入をしまして、自園調理は9園のみです。

【青木部会長】 外部から調理師に来ていただき、場所をお貸しして、という手法はどうで

すか。

【久間保育対策課長】それは問題ありません。新設園は原則実施していただきたいですが、既存園については経過措置で書き込んでいきたいと思っています。

【青木部会長】そろそろ時間になりました。最後に鍛冶委員お願いします。

【鍛冶委員】前回よりわかりやすい資料をお作りいただきました。旧制度から大枠は変わりませんが、八王子色が出てきて良くなってきたと思います。

【青木部会長】それでは閉会とさせていただきます。